

(仮訳)

1979年食品法に基づき制定する

保健省告示

(第419号) 仏歴2563年(2020年)

件名 「残留有害物質を含有する食品(第3版)」

残留有害物質を含有する食品に関する保健省告示を見直すことが適切であるため、仏歴2522年(西暦1979年)食品法第5条第1段落、第6条(2)(3)(9)の権限に従い、保健大臣は以下の通り告示する。

第1項 仏歴2560年(2017年)保健省告示第387号「残留有害物質を含有する食品」第3項「第4種有害物質」の定義を廃止し、以下の内容に置き換える。

“「第4種有害物質」とは、工業省告示「仏歴2535年(1992年)有害物質法に基づく有害物質リスト」に従い、製造、輸出入、通過または保管を禁じる有害物質を意味する。”

第2項 仏歴2560年(2017年)保健省告示第387号「残留有害物質を含有する食品」第4項を廃止し、以下の内容に置き換える。

“第4項 残留有害物質を含有する食品の基準を設定し、本告示付属文書1 仏歴2535年(1992年)有害物質法に基づく第4種農業有害物質が検出されることを禁じる。その他の農業有害物質は以下の通りとする。

- (1) 本告示付属文書2で定める残留有害物質の最大値(Maximum Residue Limit; MRL)を超えてはならない。
- (2) 本告示付属文書2以外の残留有害物質の最大値(Maximum Residue Limit; MRL)は、コーデックス委員会(Codex Alimentarius commission, Joint FAO/WHO Food Standards Programme)が定める規定を超えてはならない。
- (3) (1)及び(2)以外の場合、植物及び動物の残留有害物質はデフォルト値(Default Limit)である0.01mg/kgを超えてはならない。ただし、本告示付属文書3にデフォルト値(Default Limit)が定められた植物は除く。
- (4) 本告示添付資料4で定める避けることが出来ない原因による混入による残留有害物質の上限値(Extraneous Maximum Residue Limit, EMRL)を超えてはならない。”

(注1) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はおお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。

(注2) 本告示(2020年11月2日付官報掲載)の原典については、下記に掲載されています。

http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P419.pdf

第3項 以下の内容を仏暦 2560 年(2017 年)第 387 号保健省告示「残留有害物質を含有する食品」の附属文書「仏暦 2535 年(1992 年)有害物質法に従う第 4 種有害物質第 1 リスト」の第 83～87 番として追加する。

83	クロルピリホス(chlorpyrifos)
84	クロルピリホス-メチル(chlorpyrifos-methyl)
85	パラコート(paraquat)
86	パラコートジクロリド(paraquat dichloride)
87	パラコートジメチルサルフェート(paraquat[bis (methyl sulfate)])又はパラコートメトサルフェート(paraquat methosulfate)

第4項 仏歴 2560 年(2017 年)8 月 18 日付、仏暦 2560 年(2017 年)第 387 号保健省告示「残留有害物質を含有する食品」の附属文書 2「残留有害物質の最大値(Maximum Residue Limit, MRL)」第 1 番のクロルピリホス(chlorpyrifos)および第 23 番のパラコート(paraquat)を取り消す。

第5項 仏歴 2560 年(2017 年)8 月 18 日付、仏暦 2560 年(2017 年)第 387 号保健省告示「残留有害物質を含有する食品」の附属文書 5「農薬使用による食品中の残留有害物質の学術的な分析検査方法」を廃止し、本告示附属文書 5 に置き換える。

第6項 本告示は仏歴 2564 年(2021 年)6 月 1 日から施行される。

告示日 仏歴 2563 年(2020 年)9 月 25 日

アヌティン・チャーンウィーラクーン

保健大臣

付属文書 5

農薬使用による食品中の残留有害物質の学術的な分析検査方法

仏暦 2560 年（2017 年）保健省告示第 387 号 付属文書

農薬使用に起因する食品中の残留有害物質の分析検査方法は、以下のいずれかとする。

1. 基準に関係する国家機関もしくは国際機関、または国際的に認められたマニュアルまたは出版物により公表された方法。
2. 残留有害物質の分析検査方法は正確さと適切さ（performance characteristics）とを備えているか妥当性確認（validation）を行う。妥当性確認は一般的に認知された国際的なガイドラインに基づき、共同研究（collaborative study）を行う試験所または単一試験所（single laboratory validation）によって行う。文書化された結果は、最新版の ISO/IEC17025 品質システムに準拠し、検証可能なものである必要がある。

仏暦 2560 年第 387 号保健省告示「残留有害物質を含有する食品」付属文書第 1 リストの農薬使用による食品中の残留有害物質の学術的な分析検査方法は、本告示の付属文書で定める分析方法及び検出限界値（Limit of Detection; LOD）による検出限界の最低値での分析が可能な能力を有する試験所でなければならない。また検出される残留有害物質の量は本告示付属文書の表に定める規定値を下回らなければならない。

食品中の残留農薬	食品分類	mg/kg
1. クロルピリホス (chlorpyrifos)	生鮮果実および野菜、その他の植物	0.005
	穀物および豆類	0.01
	肉、牛乳、卵	0.005
2. クロルピリホスメチル (chlorpyrifos-methyl)	生鮮果実および野菜、その他の植物	0.005
	穀物および豆類	0.01
	肉、牛乳、卵	0.005
3. パラコート(paraquat)、パラコートジクロリド (paraquat)	生鮮果実および野菜、その他の植物	0.005

dichloride)、パラコートジメ チルサルフェート {paraquat[bis(methyl sulfate)]}又はパラコートメ サルフェート(paraquat methosulfate)	穀物および豆類 肉、牛乳、卵	0.02 0.005
---	-----------------------	-------------------

備考：加工食品は原材料の残留有害物質規定内とする。